

産業廃棄物に係る優良認定基準改正のお知らせ

環境省は、令和2年2月25日に、産業廃棄物処理業の優良認定基準に関し、環境省令の改正を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 優良認定の申請が随時可能となりました。【施行済】

従来、優良認定の申請は、許可期限到来時に更新申請にあわせて行うこととされていましたが、本改正により、現有許可の到来を待たずに更新許可申請を前倒し申請することで、優良認定の申請をすることが可能となりました。

(2) 優良認定基準の審査代行制度が導入されます。【令和2年10月1日施行】

本改正により、優良認定基準のうち、「事業の透明性に係る基準」について、第三者機関が審査を代行する制度が設けられました。第三者機関の事前審査（有料）を受けて「適合証明」を受けることにより、その証明書で申請書類を一部省略することができます。

(3) 処分後の産業廃棄物の持出し先の開示の可否を公表する必要があります。【令和2年10月1日施行】

本改正により、「処分業者の事業の透明性に係る基準」として、中間処分業者が、処分後の産業廃棄物の持出先の情報を排出事業者の開示することの可否をネット上で公開することが追加されました。産廃情報ネットには、チェック欄が追加されていますので、公開期間が満足されるよう作業を行ってください。

(4) 財務基準が緩和されます。【令和2年10月1日施行】

本改正により、自己資本比率が10%を下回る場合であっても、営業利益と減価償却費の合計が直近1年の事業年度において「0」を超える場合は基準に適合することとされました。（但し、直近3年間のすべての年度で自己資本比率が「0」を超えていること）

(5) その他【令和2年10月1日施行】

今回の環境省令の改正以外に、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正により、優良産廃処分業者※へ処分を委託する場合は、排出事業者による廃棄物処分先の現地確認が、インターネット上の開示情報を年1回以上確認する方法により実施することで代替できることになります。

※優良取得後、次の許可更新までの間特定不利益処分を受けた者を除く。

会員の現況 (令和2年8月31日現在)		
正 会 員	排出事業者	39
	処 理 業 者	355
賛助会員		24
会員合計		418

会員名（屋号）変更	
（ 変 更 前 ）	
株式会社 ジャパンボルテック	
（ 変 更 後 ）	
株式会社 田中商店	

協会加入のご案内

当協会は、廃棄物処理法の主旨に基づき排出事業者と処理業者が一体となって産業廃棄物の適正処理に取り組んでおりますが、組織率は未だ十分でなく、業界発展と資源循環社会の構築のため新規会員を募集しております。

会員になっていただきますと、業許可講習会の更新のお知らせや、当協会が開催する法令等研修会等に参加でき、日常業務での法の運用問題、専門的な相談等にも丁寧に対応させていただきます。環境美化活動や会員同士の交流を深める親睦行事への参加等他にも沢山のメリットがありますので、是非ご入会をお願い申し上げます。

【入会金及び会費】

種 別	正 会 員			賛 助 会 員 正会員以外の 個人、法人、団体
	排出事業者	収集運搬業者	中間処理業者 最終処分業者	
入会金、会費				
入 会 金	10,000円			
会 費	5,000円（月額）	10,000円（月額）	50,000円（年額）	

ITOJU 廃棄物でお困りの方

私たちは、Recycling resources のプロ集団です。
「新しいリサイクル方法を探したい」、「廃棄物にかかるコストをもっと下げたい」
あなたの会社の様々な課題を私たちは、解決致します！

事業内容：製鉄・鋳造・プラスチック原料加工販売、総合廃棄物処理業
—— 優良産廃処理業認定 ——

ITOJU 株式会社 イトジュ <http://www.itoju.com>
〒510-0033 三重県四日市市川原町 1番3号
TEL:059-331-3252 FAX:059-333-3013 E-mail:itoju@ito-jyu.co.jp

よりよい環境づくりに貢献する

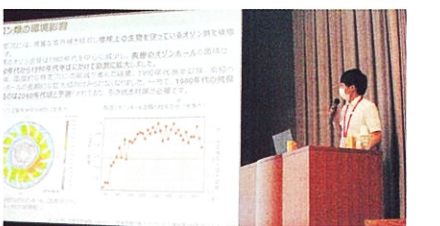
(株) ウエスギ

三重県四日市市 天カ須賀新町 1-32
TEL 059-365-6800
FAX 059-363-2055

フロン排出抑制法の改正に関する説明会

標記の研修会は、当初3月11日に開催する予定として会員の皆様にご案内しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため開催を延期してきたところです。今般、イベント規制の状況等を踏まえ、改めて開催することとし、一定の防止対策を講じたうえで、令和2年9月4日に四日市商工会議所で研修会を実施しました。

廃冷房機器等の取り外しは、適切に実施しないと内部に充填されたガスが大気中に放出されオゾン層を破壊する原因となります。今回、フロン排出抑制法の改正に伴い、フロン類等が充填されている機器を引き取ったり、処理に出す場合の手続きが厳格化されましたので、三重県環境生活部地球温暖化対策課演中技師を講師に招き、冷蔵機器等の廃棄を行う際の手続き等について説明を受けました。なお、本改正内容の概要につきましては、「しろうどり第35号」にて既報です。

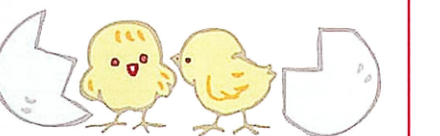


高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況と対策 三重県農林水産部畜産課

1 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等について

○高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況

国内の家きん飼養農場においては、平成30年1月に、香川県の養鶏農場で高病原性鳥インフルエンザ（H5N6）の発生が認められ、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置（殺処分・埋却、消毒）が実施されました。それ以降、国内の家きん飼養農場での本病の発生はありませんが、野鳥の糞便からは、昨冬シーズン（令和元年11月から令和2年3月）に、低病原性鳥インフルエンザの発生が複数の県で確認されており、依然として警戒が必要です。



○三重県の対策

本県では、家きん飼養農場に対し、以下の3点を中心に徹底するように指導しています（①野生動物の鶏舎等への侵入を防止するための防鳥ネットの設置、②農場や鶏舎に出入りする人や車両の消毒徹底、③部外者の立入制限の実施）。また、他県で本病が発生した際には、迅速に県内家きん飼養農場への注意喚起を行います。加えて、各関係団体と緊急時の連絡体制を構築するとともに、研修の実施や事前の協定の締結等、万が一の発生にも備えています。

○今冬シーズンに向けて

現在でも、周辺国では本病の発生が確認されており、今冬シーズンの我が国での本病発生が危惧されています。引き続き、万全の防疫体制が構築できるよう関係者の皆様のご協力を、何卒よろしくお願いいたします。

2 豚熱（CSF）について

○豚熱の発生状況

平成30年9月に、岐阜県の養豚農場で、国内では26年ぶりに発生が確認されて以降、岐阜県、愛知県を中心に本病は拡大を続け、8県97農場で、計16万頭以上の豚が殺処分されることとなりました（令和2年8月1日現在）。本県の養豚農場においても令和元年7月に本病が発生し、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置（殺処分・埋却、消毒）を実施しました。令和元年10月以降、豚熱ワクチンの接種が開始され、以後、養豚農場での本病発生は認められていませんが、野生いのししでの感染は拡大を続けており、未だ予断を許さない状況です。

○三重県の対策

県内外での本病発生を受けて、県内の養豚農場に対し、消石灰の配布を行ったほか、アフリカ豚熱（ASF）の対策も兼ねて、野生動物侵入防護柵設置の補助等、農場バイオセキュリティ向上のための支援を行いました。併せて、飼養衛生管理基準の遵守徹底等の指導を行い、各養豚農場における防疫体制を強化しているところです。野生いのししについても、調査捕獲による県内での感染状況の把握及び経口ワクチン散布による抗体付与を積極的に実施する等、本病の拡大阻止に努めています。

また、高病原性鳥インフルエンザ等と同様に、各関係団体との調整等、万が一の本病発生にも備えています。改めて、関係者の皆様には、ご協力をお願い申し上げます。

持続可能な未来をともに歩むために

ECOLOGY & SCIENCE

株式会社 東海テクノ

<http://www.tokai-techno.co.jp>

本社：営業部・総務部
〒510-0023 三重県四日市市午起2丁目4番18号
TEL 059-332-5122 FAX 059-331-2289

人と自然の共存
共栄に取り組んでいます。

株式会社 ヤマゼン

<http://www.ymzn.co.jp>